昭和拾年（月報番號第 一〇五 號）

No. 117

小作爭議調査表

（昭和 十 年 七 月分）

場所	糸島郡前原町大字潤字地頭給
關係人員	地主 馬場新 小作人 波多江平四郎
地主關係團体	ナシ
發生	昭和 十 年 五 月 二十 日
終熄	昭和 〃 年 七 月 二 日
關係地種類面積	田 三反
小作人關係團体	ナシ
原因	昭和五年の争議解決條件にて不納米は四ヶ年々賦払とし小作期間昭和十年三月末日迄として解決し居りたるに小作人は小作米を完納せざる為地主は右期間満了と共に土地返還を要求したるに因る
要求事項	土地返還要求
經過	地主は先年争議の仲裁人に依頼し土地引上を小作人に要求をしたり、小作人は調停委員なる栽島座第次に調停方を依頼し、双方仲裁者間にて種々折衝を重ねたるも解決せず、地主は遂に六月上旬小作調停の申請を為す 七月二日調停委員会開催の結果左記條件にて解決す

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
一、小作米一俵二斗を納入すること （右を世話人より地主に報告し地主の承諾を求めたり）	